○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

第第三二	四		= _		第	
三	第三	る客第二	一· 路二	に準定し	条	
mer mer	(略)	る規定のほか、細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第客がきわめて少ないため保安上支障がないものにあっては、第二百三十三条第三項の自動車であって起点及び終点以外の	路線を定めて定期に運行する細目告示第七十七条第三二(略)	に定めるとおりとする。準」という。)第五十五	道	
略略	略規定	はか、めて小十三冬	定略)	とおりつ。)	道路運送車	
		が発生が発生	定期	りとまる	达 車 両	
		告点の	別に運	る。五十五	の保	
		第保動	行す	りとする。	両の保安基準	
		十七支	る細	項	$\overline{}$	改
		条 障がか	自 告 三	に規定	昭和二十六年運輸省令第六十七号。	
		互項、起点	第七	足する	十六	正
		第百にが及び	十七	重土	年運	ш.
		五あ終十つ点	条 第	交通	輸省	
		五条は、以外の	三項、	大臣	令第	案
		第三項の場所		か 定 め	八十十	
		及び号及び	五十	るも	号。	
		第二第二	第百五十五条第1	項に規定する国土交通大臣が定めるものは、	以下	
		百二	- .			
		細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項及び第二百三十三条ないため保安上支障がないものにあっては、第一号及び第二号に掲げ第三項の自動車であって起点及び終点以外の場所において乗降する乗	項又は	次の各号	保安基	
第第四		本 [[] 本	= _		第	
第二条条	ら五	る客第規が二	路二	に 準 定	条	
	四条 第一	定われる	線を定め(略)	めると	道	
略略略	ら第四号まで及び十五条第三項第二	る規定のほか、細客がきわめて少な第二百三十三条第	路線を定めて定二(略)	に定めるとおりと準」という。)第	道路運送	
	びニ	細しな第三	定期		車両	
	第七号の規定号から第四号	告 た 項 か の	期に運	する。五十五	の保	
	の第四規	第一保 動士	行する	条 第	の保安基準	
	定号まで	十七支座	る細口	項	$\overline{}$	現
	で 及 び	発用がなって	日 告 示	規定	昭和一	-
	第七	項第な対し	第七	足する	十六	
	号 並	二 ラ の に び	十七	国土	年運	
	T I				1. 6	
	に	からなめる。	条第二	交 通-	輸 4	行
	いに第二字	から第四号あっては、終点以外の	.運行する細目告示第七十七条第三項、	交通大臣が	輸省令第六	行
	いに第二百三十	告示第七十七条第三項第二号から第四号までため保安上支障がないものにあっては、第一項の自動車であって起点及び終点以外の場所	項、	交通大臣が定め	輸省令第六十七	行
	5に第二百三十三条	から第四号まで及びあっては、第一号及終点以外の場所にお	項、	交通大臣が定めるも	輸省令第六十七号。	行
	5に第二百三十三条第三	から第四号まで及び第七点あっては、第一号及び第一終点以外の場所において	項、	交通大臣が定めるものは、	昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下	行
	5に第二百三十三条第三項第1	から第四号まで及び第七号、窓あっては、第一号及び第二号に終点以外の場所において乗降十	項、第百五十五条第三	する。 五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の	以下「	行
	第七号の規定号から第四号まで及び第七号並びに第二百三十三条第三項第二号か	目告示第七十七条第三項第二号から第四号まで及び第七号、第百五いため保安上支障がないものにあっては、第一号及び第二号に掲げ三項の自動車であって起点及び終点以外の場所において乗降する乗	項、	交通大臣が定めるものは、次の各号	輸省令第六十七号。以下「保安基	行